放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第一条　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応してそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（報告徴収） **第二十二条**　国土交通大臣は、法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。	（報告徴収） **第二十二条**　許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次項において「許可届出使用者等」という。）は、法第三十三条第三項の規定により国土交通大臣に届出を行う場合を除き、放射性同位元素等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。 2　前項に規定するもののほか、国土交通大臣は、法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者等に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。

（放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）

第二条　放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十六年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（応急の措置） **第一条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。 一～六　（略） 2　（略） （削る） （報告徴収） **第二条**　国土交通大臣は、法第三十三条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者に対し、事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることができる。	（応急の措置） **第一条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。 一～六　（略） 2　（略） （届出） **第二条**　許可届出使用者等は、前条第一項に規定する事態が生じた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。 一　前条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因 二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況 三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容 （報告徴収） **第三条**　前条に規定するもののほか、国土交通大臣は、法第三十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者に対し、事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることができる。